



賃金規程

(令和4年2月1日改正)

株式会社 南阿蘇ケアサービス

賃 金 規 程

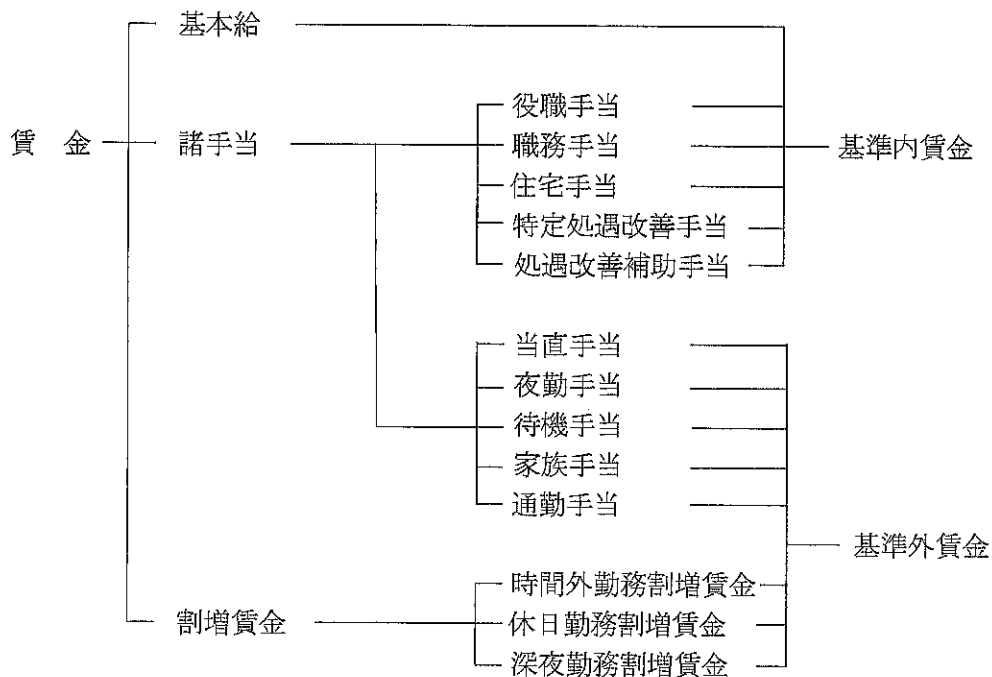
第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 この規程は、就業規則に基づき、従業員の賃金等について定めたものである。ただし、パートタイマー等就業形態が特殊な勤務に従事する者について、その者に適用する特別の定めをした場合は、その定めによる。

（賃金の構成）

第2条 賃金の構成は、次のとおりとする。



（賃金締切日および支払日）

第3条 賃金は、毎月16日から起算し、翌月15日に締め切って当月末日（支払日が休日の場合は、その前日）に支払う。

② 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、従業員（従業員が死亡したときはその遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

1. 従業員の死亡、退職、解雇のとき
2. 従業員または、その収入によって生計を維持しているものが、結婚し出産し、疾病にかかり災害を受け、または、従業員の収入によって生計を維持している者が死亡したため費用を必要とするとき

（賃金の計算方法）

第4条 遅刻、早退、欠勤などにより、所定労働時間の全部または、一部を休業した場合は、

その休業した日・時間については、日割り、時間割りで計算して、休業した日・時間に対応する基本給を含むすべての固定給は支給しない。ただし、この規程または、就業規則に別段の定めがある場合はこの限りでない。

- ② 賃金締め切り期間の中途において入社または、退社した者に対する当該賃金締め切り期間における賃金は、日割りで計算して支給するものとする。

(賃金の支払方法)

第5条 賃金は、本人が指定した本人名義の預貯金口座へ、振り込むことによって支払う。ただし、本人がこれに同意しない場合には、金額を通貨によって支払明細書を添え、直接本人に支払う。

- ② 口座振込を受けようとする従業員は、あらかじめ、別に定める手続きにより、賃金の振込を受ける預貯金の口座を会社に届け出なければならない。
- ③ 前項の届出があったときは、口座振込について同意があったものとみなす。
- ④ 会社は、口座振込により賃金を支払うときは、賃金支払日に従業員に対し支払明細書を交付し、当日の支払ができるようにする。
- ⑤ 会社は、次の各号に掲げるものは、賃金から控除する。ただし、第6号については、従業員代表と書面による控除協定に基づいて行うものとする。

- | | | |
|----------|------------|----------------|
| 1. 給与所得税 | 2. 市町村民税 | 3. 健康保険料・介護保険料 |
| 4. 雇用保険料 | 5. 厚生年金保険料 | 6. 食事代 |

第2章 基本給

(基本給)

第6条 基本給は、月額、又は日額若しくは時間額をもって定める。

(基本給の決定)

第7条 基本給は、本人の職務内容、資格、能力、取り組み姿勢、経験などを勘案して格付けされた等級基準（別表1）に基づき、別表2の俸給表で決定する。

- 2 短時間正従業員については、正従業員の所定労働時間に対する短時間正従業員の所定労働時間の割合に応じて決定する。

(昇給)

第8条 基本給は個人の能力、勤務成績等を人事考課し、別表3に定める評価区分に応じて、原則として1年に1回、毎年4月に改定する。ただし、経営状況の著しい悪化その他やむを得ない事由により、その時期を延期もしくは見送ることがある。

- 2 4月1日現在勤続1年未満の者（前年4月2日以降の入職者）は昇給しない。
- 3 次に該当者するものは昇給しないものとする。
- ① 過去1年間において欠勤60日を超えた者
- ② 就業規則第78条により制裁を受けた者
- ③ 著しく技能が低い者または著しく勤務成績もしくは素行が不良な者
- 4 基本給については、満60歳の誕生日の属する月の翌月給与から減額するものとする。

(昇格)

第9条 等級基準(別表1)により条件を満たし、所定の選考を経たものは上位の等級に昇格することが出来る。

2 前項の基準を満たさなくなった場合は降格する場合がある。

第3章 諸手当

(割増賃金)

第10条 所定労働時間を超えてまたは、休日に勤務した場合には、時間外割増賃金または、休日勤務割増賃金を、深夜(午後10時から午前5時までの間)において勤務した場合には、深夜勤務割増賃金をそれぞれ次の計算により支給する。ただし、労働基準法第41条第2号に該当する管理監督者等には、割増賃金は支給しない。

② 業務の都合その他やむを得ない事情により通常の始業時刻または終業時刻後に勤務に服した場合でも、就業規則21条に定める所定労働時間を超えない限り前項に定める時間外割増賃金は支給しない。

③ 時間外割増賃金については、1ヶ月45時間まで2割5分、45時間～60時間までは2割5分、また60時間以上は2割5分、1年360時間は2割5分の時間外割増賃金とする。

法定時間外勤務手当	$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{1月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$
法定休日勤務手当	$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{1月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{時間外勤務時間数}$
深夜勤務手当	$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{1月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{時間外勤務時間数}$
法定外休日勤務手当	$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{1月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$ ※ただし、週40時間以内の部分については、(1.0)

(諸手当)

第11条 ① 役職手当は、副主任以上の役職に従事する者に対して月額をもって支給する。

② 職務手当は、一定の職務に応じて月額をもって支給する。

③ 住宅手当は、世帯主で住宅を借りる者に月額20,000円までの範囲内において家賃月額の2分の1の額を月額をもって支給する。

なお、短時間正社員およびパートタイマー等従業員については、この金額に週の所定労働時間を40時間で除した値に乗じた金額とする。

④ 特定処遇改善手当は、介護職員特定処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として支給する。なお、対象者は会社が認める正社員、短時間正社員およびパートタイマー等従業員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。

⑤ 処遇改善補助手当は、介護職員処遇改善支援補助金、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として支給する。なお、対象者は会社が認める正社員、短時間正社員およびパートタイマー等従業員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定

する。

- ⑥ 当直手当は、当直勤務に従事した者に対して支給する。
- ⑦ 夜勤手当は、夜勤に従事した者について支給する。また、深夜勤務割増賃金及び休憩時間が確保できなかった分についての時間外手当を含めるものとする。
- ⑧ 待機手当は、待機を担当する者に対して支給する。
- ⑨ 家族手当は、誕生から小学校就学前の子を育児する者に支給する。対象者1人につき5,000円とし、配偶者がいない者については、1人につき10,000円とする。なお、短時間正社員およびパートタイム等従業員については、この金額に週の所定労働時間を40時間で除した値に乗じた金額とする。
- ⑩ 通勤手当は、公共交通機関を利用し、または会社が認めた手段で通勤する者(日々雇用する者を除く)に月額30,000円を限度とし支給する。ただし、通勤の経路および方法は最も合理的かつ経済的であることを会社が認めたものに限ることとする。自家用車を利用する場合は通勤に要する距離数に応じて1日に1kmあたり10円を支給する。常勤の従業員においては、1ヵ月の勤務日数を22日(休日を除く)として計算する。なお、この場合、自賠責保険と任意保険の加入を条件とする。

- 2 上記諸手当については、経営環境の変化その他の業務上の必要性により、その額を変更する場合がある。

(休職期間中・休暇中の賃金)

第12条 就業規則第46条の休職期間中の賃金については、支給しないものとする。

- 2 就業規則第34条の特別休暇及びリフレッシュ休暇の賃金については、支給するものとする。
- 3 社会保険の保険料の本人負担分は、本人の負担とする。

第4章 賞 与

(賞 与)

第13条 賞与は、会社の経営状況が良好であった場合に、年度末に各人の人事考課に基づき、賞与支給日に在籍する正従業員及び短時間正従業員に対し支給する。

- 2 正式採用になってから通算1年以上の勤務期間がない場合には当該期の賞与の支給はないものとする。

【付 則】

- 1 この改正賃金規程は令和4年2月1日から実施する。
- 2 この規程を改正する場合には、従業員代表の意見を聞いて行う。

(諸手当)

第 11 条

① 住宅手当は、世帯主で住宅を借りるものに月額 20,000 円までの範囲内において家賃月額の 2 分の 1 の額を月額をもって支給する。

なお、パートタイム従業員については、この金額に週の労働時間を 40 時間で除した値に乗じた金額とする。

- ・世帯主とは住民票における世帯主とする。
- ・同居の場合は世帯主であり、かつ収入が多い場合とする。
- ・夫婦の一方が単身赴任などで別居状態である場合で世帯主となり、家賃を支払っている場合は支給する。

役職手当の支給率（賃金規程第11条関係）

職位	支給率
副主任級	基本給の2.4%
主任級	基本給の4.0%
課長級	基本給の5.6%
部長級	基本給の7.2%

備考：賞与（年間3月分）を基本給に一本化した為、従前の支給率を調整

【例】 主任級（従前5%） $5\% \times 12/15 = 4\%$

平成29年4月から施行する

(別表2)俸給表

職位	一般職		一般職		総合職		副主任職	主任職	課長職	部長職	施設長職
号俸/等級	1		2		3		4	5	6	7	8
1			156,250	901	187,500	1,082	218,750	250,000	281,250	312,500	343,750
2			157,031	906	188,438	1,087	219,844	251,250	282,656	314,063	345,469
3			157,813	910	189,375	1,093	220,938	252,500	284,063	315,625	347,188
4			158,594	915	190,313	1,098	222,031	253,750	285,469	317,188	348,906
5			159,375	919	191,250	1,103	223,125	255,000	286,875	318,750	350,625
6			160,156	924	192,188	1,109	224,219	256,250	288,281	320,313	352,344
7			160,938	928	193,125	1,114	225,313	257,500	289,688	321,875	354,063
8			161,719	933	194,063	1,120	226,406	258,750	291,094	323,438	355,781
9			162,500	937	195,000	1,125	227,500	260,000	292,500	325,000	357,500
10			163,281	942	195,938	1,130	228,594	261,250	293,906	326,563	359,219
11			164,063	947	196,875	1,136	229,688	262,500	295,313	328,125	360,938
12			164,844	951	197,813	1,141	230,781	263,750	296,719	329,688	362,656
13	132,500	764	165,625	956	198,750	1,147	231,875	265,000	298,125	331,250	364,375
14	133,125	768	166,406	960	199,688	1,152	232,969	266,250	299,531	332,813	366,094
15	133,750	772	167,188	965	200,625	1,157	234,063	267,500	300,938	334,375	367,812
16	134,375	775	167,969	969	201,563	1,163	235,156	268,750	302,344	335,937	369,531
17	135,000	779	168,750	974	202,500	1,168	236,250	270,000	303,750	337,500	371,250
18	135,625	782	169,531	978	203,438	1,174	237,344	271,250	305,156	339,062	372,969
19	136,250	786	170,313	983	204,375	1,179	238,438	272,500	306,562	340,625	374,687
20	136,875	790	171,094	987	205,313	1,184	239,531	273,750	307,969	342,187	376,406
21	137,500	793	171,875	992	206,250	1,190	240,625	275,000	309,375	343,750	378,125
22	138,125	797	172,656	996	207,188	1,195	241,719	276,250	310,781	345,312	379,844
23	138,750	800	173,438	1,001	208,125	1,201	242,813	277,500	312,187	346,875	381,562
24	139,375	804	174,219	1,005	209,063	1,206	243,906	278,750	313,594	348,437	383,281
25	140,000	808	175,000	1,010	210,000	1,212	245,000	280,000	315,000	350,000	385,000
26	140,625	811	175,781	1,014	210,938	1,217	246,094	281,250	316,406	351,562	386,719
27	141,250	815	176,563	1,019	211,875	1,222	247,187	282,500	317,812	353,125	388,437
28	141,875	819	177,344	1,023	212,812	1,228	248,281	283,750	319,219	354,687	390,156
29	142,500	822	178,125	1,028	213,750	1,233	249,375	285,000	320,625	356,250	391,875
30	143,125	826	178,906	1,032	214,687	1,239	250,469	286,250	322,031	357,812	393,594
31	143,750	829	179,688	1,037	215,625	1,244	251,562	287,500	323,437	359,375	395,312
32	144,375	833	180,469	1,041	216,562	1,249	252,656	288,750	324,844	360,937	397,031
33	145,000	837	181,250	1,046	217,500	1,255	253,750	290,000	326,250	362,500	398,750
34	145,625	840	182,031	1,050	218,437	1,260	254,844	291,250	327,656	364,062	400,469
35	146,250	844	182,812	1,055	219,375	1,266	255,937	292,500	329,062	365,625	402,187
36	146,875	847	183,594	1,059	220,312	1,271	257,031	293,750	330,469	367,187	403,906
37	147,500	851	184,375	1,064	221,250	1,276	258,125	295,000	331,875	368,750	405,625
38	148,125	855	185,156	1,068	222,187	1,282	259,219	296,250	333,281	370,312	407,344
39	148,750	858	185,937	1,073	223,125	1,287	260,312	297,500	334,687	371,875	409,062
40	149,375	862	186,719	1,077	224,062	1,293	261,406	298,750	336,094	373,437	410,781
41	150,000	865	187,500	1,082	225,000	1,298	262,500	300,000	337,500	375,000	412,500
42	150,625	869	188,281	1,086	225,937	1,303	263,594	301,250	338,906	376,562	414,219
43	151,250	873	189,062	1,091	226,875	1,309	264,687	302,500	340,312	378,125	415,937
44	151,875	876	189,844	1,095	227,812	1,314	265,781	303,750	341,719	379,687	417,656
45	152,500	880	190,625	1,100	228,750	1,320	266,875	305,000	343,125	381,250	419,375
46	153,125	883	191,406	1,104	229,687	1,325	267,969	306,250	344,531	382,812	421,094
47	153,750	887	192,187	1,109	230,625	1,331	269,062	307,500	345,937	384,375	422,812
48	154,375	891	192,969	1,113	231,562	1,336	270,156	308,750	347,344	385,937	424,531
49	155,000	894	193,750	1,118	232,500	1,341	271,250	310,000	348,750	387,500	426,250
50	155,625	898	194,531	1,122	233,437	1,347	272,344	311,250	350,156	389,062	427,969

51	156,250	901	195,312	1,127	234,375	1,352	273,437	312,500	351,562	390,625	429,687
52	156,875	905	196,094	1,131	235,312	1,358	274,531	313,750	352,969	392,187	431,406
53	157,500	909	196,875	1,136	236,250	1,363	275,625	315,000	354,375	393,750	433,125
54	158,125	912	197,656	1,140	237,187	1,368	276,719	316,250	355,781	395,312	434,844
55	158,750	916	198,437	1,145	238,125	1,374	277,812	317,500	357,187	396,875	436,562
56	159,375	919	199,219	1,149	239,062	1,379	278,906	318,750	358,594	398,437	438,281
57	160,000	923	200,000	1,154	240,000	1,385	280,000	320,000	360,000	400,000	440,000
58	160,625	927	200,781	1,158	240,937	1,390	281,094	321,250	361,406	401,562	441,719
59	161,250	930	201,562	1,163	241,875	1,395	282,187	322,500	362,812	403,125	443,437
60	161,875	934	202,344	1,167	242,812	1,401	283,281	323,750	364,219	404,687	445,156
61	162,500	937	203,125	1,172	243,750	1,406	284,375	325,000	365,625	406,250	446,875
62	163,125	941	203,906	1,176	244,687	1,412	285,469	326,250	367,031	407,812	448,594
63	163,750	945	204,687	1,181	245,625	1,417	286,562	327,500	368,437	409,375	450,312
64	164,375	948	205,469	1,185	246,562	1,422	287,656	328,750	369,844	410,937	452,031
65	165,000	952	206,250	1,190	247,500	1,428	288,750	330,000	371,250	412,500	453,750
66	165,625	956	207,031	1,194	248,437	1,433	289,844	331,250	372,656	414,062	455,469
67	166,250	959	207,812	1,199	249,375	1,439	290,937	332,500	374,062	415,625	457,187
68	166,875	963	208,594	1,203	250,312	1,444	292,031	333,750	375,469	417,187	458,906
69	167,500	966	209,375	1,208	251,250	1,450	293,125	335,000	376,875	418,750	460,625
70	168,125	970	210,156	1,212	252,187	1,455	294,219	336,250	378,281	420,312	462,344
71	168,750	974	210,937	1,217	253,125	1,460	295,312	337,500	379,687	421,875	464,062
72	169,375	977	211,719	1,221	254,062	1,466	296,406	338,750	381,094	423,437	465,781
73	170,000	981	212,500	1,226	255,000	1,471	297,500	340,000	382,500	425,000	467,500
74	170,625	984	213,281	1,230	255,937	1,477	298,594	341,250	383,906	426,562	469,219
75	171,250	988	214,062	1,235	256,875	1,482	299,687	342,500	385,312	428,125	470,937
76	171,875	992	214,844	1,239	257,812	1,487	300,781	343,750	386,719	429,687	472,656
77	172,500	995	215,625	1,244	258,750	1,493	301,875	345,000	388,125	431,250	474,375
78	173,125	999	216,406	1,248	259,687	1,498	302,969	346,250	389,531	432,812	476,094
79	173,750	1,002	217,187	1,253	260,625	1,504	304,062	347,500	390,937	434,375	477,812
80	174,375	1,006	217,969	1,258	261,562	1,509	305,156	348,750	392,344	435,937	479,531
81	175,000	1,010	218,750	1,262	262,500	1,514	306,250	350,000	393,750	437,500	481,250
82	175,625	1,013	219,531	1,267	263,437	1,520	307,344	351,250	395,156	439,062	482,969
83	176,250	1,017	220,312	1,271	264,375	1,525	308,437	352,500	396,562	440,625	484,687
84	176,875	1,020	221,094	1,276	265,312	1,531	309,531	353,750	397,969	442,187	486,406
85	177,500	1,024	221,875	1,280	266,250	1,536	310,625	355,000	399,375	443,750	488,125
86	178,125	1,028	222,656	1,285	267,187	1,541	311,719	356,250	400,781	445,312	489,844
87	178,750	1,031	223,437	1,289	268,125	1,547	312,812	357,500	402,187	446,875	491,562
88	179,375	1,035	224,219	1,294	269,062	1,552	313,906	358,750	403,594	448,437	493,281
89	180,000	1,038	225,000	1,298	270,000	1,558	315,000	360,000	405,000	450,000	495,000
90	180,625	1,042	225,781	1,303	270,937	1,563	316,094	361,250	406,406	451,562	496,719
91	181,250	1,046	226,562	1,307	271,875	1,569	317,187	362,500	407,812	453,125	498,437
92	181,875	1,049	227,344	1,312	272,812	1,574	318,281	363,750	409,219	454,687	500,156
93	182,500	1,053	228,125	1,316	273,750	1,579	319,375	365,000	410,625	456,250	501,875
94	183,125	1,056	228,906	1,321	274,687	1,585	320,469	366,250	412,031	457,812	503,594
95	183,750	1,060	229,687	1,325	275,625	1,590	321,562	367,500	413,437	459,375	505,312
96	184,375	1,064	230,469	1,330	276,562	1,596	322,656	368,750	414,844	460,937	507,031
97	185,000	1,067	231,250	1,334	277,500	1,601	323,750	370,000	416,250	462,500	508,750
98	185,625	1,071	232,031	1,339	278,437	1,606	324,844	371,250	417,656	464,062	510,469
99	186,250	1,075	232,812	1,343	279,375	1,612	325,937	372,500	419,062	465,625	512,187
100	186,875	1,078	233,594	1,348	280,312	1,617	327,031	373,750	420,469	467,187	513,906
101	187,500	1,082	234,375	1,352	281,250	1,623	328,125	375,000	421,875	468,750	515,625

一般職1等級の右欄は時間給計算の場合に適用する。